

クロスボウの規制と無償引取について

許可申請や廃棄等の措置を執らずに令和4年9月15日以降も所持し続けた場合は、不法所持となります!
令和4年9月14日以前であっても、クロスボウの発射・持ち運び・保管等に規制がかかります。

どんなクロスボウが規制対象になるの?
規制対象となるのは、矢の運動エネルギーが6.0J以上となるクロスボウです。
いわゆるヒストルクロスボウを含め、市販されているクロスボウは基本的に規制対象となります。

無償で処分します!
廃棄する場合には最寄りの警察署に持ち込んで下さい。
無償で処分します。

詳細は警察庁ホームページにて
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/crossbow/index.html>

許可制に!

警察庁・石川県警察

令和4年3月15日、改正銃砲刀剣類所持等取締法が施行されます。

これにより、施行日以降、**クロスボウの所持が原則禁止**され、許可制となります。

現在、クロスボウを所持している方は、**令和4年9月14日**までの間に

- 所持許可を申請する
- 廃棄する
- 適法所持できる方に譲り渡す

ことが必要です。

クロスボウを処分したい場合は、無償で引取りしています。

詳しくは、石川県警察本部生活安全企画課又は最寄りの警察署にお問い合わせください。

石川県警察本部生活安全企画課

電話：076-225-0110（代表）